

新時代の刑事司法制度特別部会 第27回会議に対する意見書

今回は、公務が既に入っており欠席させていただきます。

本日議論される事務当局試案（以下「試案」）のうち、通信傍受、被疑者国選弁護、証拠開示の3点について書面で意見を申し述べさせていただきます。

はじめに

各テーマを議論するその基本的考え方は、これまで繰り返し述べてきたことであるが、再度確認すれば、次のとおりである。

基本構想は「新たな刑事司法制度は・・・被疑者・被告人、被害者を始めとする事件関係者及び国民一般がそれぞれの立場からも納得し得る、国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない。その刑事制度は、できる限り制度の内容等が明確化され、国民に分かりやすいものとなることが望ましい」とした（「基本構想」3－4頁）。

ここで重要なことは、いずれか一つの立場からだけでなく、国民にとって適正・公正な手続を追求することであろう。裁判員経験者の多くが、担当した事件について、被告人だけの意見でもなく、被害者だけの意見でもなく、両方の意見を聴こうと心がけたと述べている。それは事件の内容を知って、誰もが被告人にも、被害者にもなりうると思ったからであるという。

新たな制度設計にあたっては、このように、私たちはいずれの立場にもなりうるということを忘れずに、適正・公正と考えられる制度設計、すなわち「公開性」「透明性」そして「説明責任」が実現できる制度を設計すべきである。

また、2014年3月27日、捜査機関による証拠のねつ造に対する疑問が払拭しえないとして、「袴田事件」の再審開始が決定され、45年以上にわたり拘置されていた確定死刑囚の釈放が命じられた。同事件の再審開始決定が提起した手続上の諸問題は、まさに本特別部会における検討テーマと重なるものであり、教訓は十二分に斟酌されなければならない。

第1 通信傍受の合理化・効率化、会話傍受（「試案」3）

1 はじめに

近年、いわゆる「振り込め詐欺」や外国人窃盗団による犯罪など国民の生命・身

体・財産を脅かす組織犯罪が増加傾向にあることや、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」、「証拠収集手段の適正化、多様化」といった改革の方向性を考えると、通信傍受は有効な手段であるため、必要最小限の範囲で対象犯罪を拡大すべきである。

しかし、対象犯罪の拡大や実施要件の検討にあたっては、現行の通信傍受法が、憲法上の重要な権利である「通信の秘密」を理由に、対象犯罪等を限定的に定めていることや実施要件を厳格に定めていることに十分留意する必要がある。

また、現行の通信傍受においては、深夜や長時間に及ぶ通信事業者の立会いが必要となるなど、通信事業者に対して過大な負担を強いているため、対象犯罪の拡大は、本特別部会において検討されている傍受の実施方法の合理化・効率化とともに、この新たな仕組みの導入によっても生じると懸念される通信事業者の費用面と稼働面における負担の軽減や対応者の安全確保と併せて制度化されるべきである。

2 対象犯罪の拡大について（3-1）

通信傍受の拡大に関する国民の理解は、「取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策」（基本構想）として得られるものであるから、国民の理解を得るためには、同じ目的をもつ方策である「取調べの録音・録画」が導入実施されることが必要であることは当然である。

また、通信傍受の対象犯罪の拡大にあたっては、国民の不安にも配慮し、たとえば正当な労働運動や消費者運動などを対象とすることのないよう、濫用してはならない旨の注意規定を置くことを検討すべきである（そのような例として、たとえば警察官職務執行法第1条第2項参照）。

3 会話傍受について

会話傍受は、通信傍受と異なり、傍受機器が設置されれば、同場所にいる者のすべての会話が傍受されることとなり、プライバシー侵害の範囲、程度ともに通信傍受とは比較にならないほど深刻である。よって「試案」が会話傍受制度を採用しなかったのは妥当である。

第2 被疑者国選弁護制度の拡充（「試案」5）

1 被疑者国選弁護制度の拡充について（5-1）

身体を拘束され、社会から遮断された被疑者が自らの権利を実効的に防御するためには、弁護人の援助が不可欠であることから、憲法第34条においては、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を保障している。したがって、被疑者国選弁護制度については、憲法で保障された権利の実効化と適正な手続きを確保するという観点から、本来は、被疑者が逮捕された直後から弁護人による十分な援助を得られるよう拡充すべきである。

「試案」が、まずは「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」に拡大した

ことは、逮捕されたすべての被疑者を対象とするとの目標に近づくものとして妥当である。

なお、被疑者国選弁護制度における公費支出の合理性・適正性の確保はもちろん必要であるが、必要かつ適正な報酬の確保は、被疑者の憲法上の権利確保の観点からも重要であることが併せ考えられるべきである。だれでも被疑者になりうると考えるのであれば、国民の理解は得られよう。

2 弁護人の選任に係る事項の教示について（５－２）

弁護人選任権を実質化するためには当然のことである。しかし、本来は、身体を拘束されたすべての者に弁護人選任権が実質的に保障されることが必要である（憲法34条）。したがって、弁護士会が運営する当番弁護士制度についても、本来あるべき逮捕後の被疑者国選弁護制度を補完する制度として、被疑者に教示する義務を司法警察員、検察官、裁判官に課すべきである。

3 弁護人の立会いについて

なお、被疑者取調べへの弁護人の立会いについては、供述収集手法の在り方を根本的に変質させ、その機能を大幅に減退させるという批判もあり、本特別部会の検討事項から除外された。しかし、だれもが被疑者になりうると考えれば、弁護人が取調べに立ち会ってくれることほど心強いものはなく、立会いは弁護人に依頼する権利を実質化すると考えられる。取調べにこそ弁護人の立会いを求める被疑者の権利が保障されるべきであり、かつ、憲法第38条による黙秘権を実効化させ、刑事手続の客観化、透明化に資するという視点からは必要な制度であるため、引き続き、検討されるべきである。

第3 証拠開示制度（「試案」6）

1 はじめに

証拠開示は、公判前整理手続において争点・証拠の整理を行うためにも重要な手続的制度であるが、それにとどまらず、公正・適正な公判手続が行われるための重要な手続的制度である。国民が求める刑事手続の公開性、透明性、公正性を確保し、かつ、憲法上で保障された被告人側の防御権を保障するという視点からは、捜査機関が集めた証拠は、本来、原則として、公判前の早い段階で全面的に開示されるべきである。証拠開示の主体である検察官は、訴追する以上、国民が求める公開性、透明性、公正性を確保し、未来志向での新しい制度を構想すべきである。

本特別部会において、このテーマについては、現行の証拠開示制度との整合性が研究者委員から強く主張されてきたが、本特別部会は「新時代」のあるべき制度を検討する部会であり、問題点も指摘される現行制度との整合性から出発することには正直、違和感があった。国民の声を受けて新時代の検察の正義を問い直すことが出発点であるべきである。

2 証拠の一覧表の交付制度（6-1）

「試案」が、証拠開示の適正な運用に資するとの観点から、検察官が保管する証拠について、一定の事項を記載した一覧表を交付することとしていることは、全面的な開示に向けて評価できる提案である。

また、一覧表の開示時期については、被告人側の防御権を保障するという観点からは、一覧表は可能な限り早い段階で交付されるべきであるから、「試案」一は妥当である。

ただし一覧表の記載内容については、弁護人が開示請求すべき証拠を発見できる程度の情報が含まれるものでなければならない。特に、たたき台3（1）B案に記載されていた「検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成した書面であって、作成者以外の者の供述を内容とするもの 文書の標目、作成年月日及び原供述者の氏名」は採用すべきである。また、「試案」二1（三）の「証拠書類」については、たとえば何に関する捜査報告書なのかが分かるように記載するなど、記載すべき内容を工夫すべきである。

3 公判前整理手続の請求権（6-2）

証拠開示制度をあくまで現行の公判前整理手続に位置づけて検討するのであれば、証拠開示制度の前記重要性に鑑みれば、裁判員対象事件以外についても、公判前整理手続の請求権を認めるべきであるから、「試案」は妥当である。

しかし、本請求権の重要性と適正手続の保障に鑑みれば、当事者からの請求を裁判所が却下した場合には、不服申し立ての制度が必要である。

4 類型証拠の対象拡大（6-3）

被告人側の権利として開示請求できる証拠の類型については、「試案」の一ないし三に加えて、たたき台A案に記載されていた「『捜査官が被告人以外の者から聴取した供述を記載した捜査報告書』であって、検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」を加えるべきである。たとえば、捜査官の筋書きに沿わない供述が被告人以外の者からなされた場合、この供述を調書にせず、捜査報告書などにまとめておくことがあるが、そのような場合、類型証拠開示の対象にはならないからである。

5 再審請求事件における証拠開示制度について

昨今の再審無罪事件では、裁判所の勧告によって新たに開示された証拠が、元被告の無罪に結びついたケースが複数報告されている。袴田事件では裁判所の勧告に従って約600点に及ぶ検察官保管証拠が開示され、元被告の無実を明らかにする証拠が含まれていた。このことは、国民から見れば、検察官は、被告の無罪に結びつく証拠を裁判所に提出していなかったことになる。このようなことが国民の検察に対する期待・信頼に沿うものとは到底言えないことは説明を要しないであろう。

前述のとおり、証拠開示制度は、第1審における争点と証拠を整理するための制度であるのみならず、公正・適正な公判手続が行われるための重要な手続的制度である。したがって、再審請求事件についても、現在、公判前整理手続においてのみ認められている証拠開示制度、特に、類型証拠開示制度と主張関連証拠開示制度と同様の証拠開示制度を創設すべきである。

以 上